

# 第 2 回 会 議 資 料

平成 1 6 年 8 月 4 日 ( 水 ) 午 後 1 時 3 0 分 ~

釧 路 全 日 空 ホ テ ル 3 階 万 葉 の 間

**釧 路 地 域 4 市 町 合 併 協 議 会**

## 第2回釧路地域4市町合併協議会会議次第

日時：平成16年8月4日（水）午後1時30分～

会場：釧路全日空ホテル 3階 万葉の間

### 1 開 会

### 2 報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

報告第1号 小委員会の開催状況について

報告第2号 合併協定基本4項目について

報告第3号 新市建設計画（素案）について

報告第4号 調整方針修正案について

報告第5号 広報活動について

報告第6号 合併重点支援地域の指定について

### 3 協議事項・・ 17 ページ

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 合併の期日について

協議第3号 新市の事務所の位置について

### 4 その他・・ 26 ページ

（1）第3回協議会の開催予定について

### 5 閉 会

# 資 料 一 覧

- ・資料1 小委員会の開催状況について

## 【別添資料】

- ・資料2 新市建設計画（素案）
  
- ・資料3 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表
  - 3 - 1 行財政小委員会
  - 3 - 2 住民生活小委員会
  - 3 - 3 健康福祉小委員会
  - 3 - 4 産業経済小委員会
  - 3 - 5 都市環境小委員会
  - 3 - 6 教育文化小委員会
  
- ・資料4 調整方針修正案
  - 4 - 1 行財政小委員会
  - 4 - 2 住民生活小委員会
  - 4 - 3 健康福祉小委員会
  - 4 - 4 産業経済小委員会
  - 4 - 5 都市環境小委員会
  - 4 - 6 教育文化小委員会

## 報告第 1 号

## 小委員会の開催状況について

## 【 1 】 広報広聴小委員会

## 1. 開催日時及び場所

- ・ 日時 平成 16 年 7 月 9 日 ( 金 ) 午前 10 時 00 分 ~
- ・ 場所 エスカル釧路 2 階 大会議室

## 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 小山昭二 ( 音別町 )
- 副委員長 花井紀明 ( 釧路市 )

## 3. 協議事項

## ( 1 ) 平成 16 年度事業計画について

項 目	内 容
1. 協議会だよりの発行	合併協議に対する住民の理解を高めるため、広報誌を発行する。 ( 1 ) 発行回数 年 6 回 ( 協議会開催後に発行 ) ( 2 ) 配布方法 4 市町の全世帯へ配布・主な公共施設に据え置き
2. 広報版の発行	新市建設計画や合併協定項目等の内容を取りまとめた「広報版」を発行する。 ( 1 ) 発行時期 1 月 ( 2 ) 配布方法 協議会だよりと同様
3. 住民説明会の開催	新市建設計画や合併協定項目等について、各市町で住民説明会を開催する。 ( 1 ) 開催時期 1 月 ( 2 ) その他 回数、開催形式、開催場所等の詳細は、別途検討
4. ホームページの開設・更新	ホームページを開設し、合併協議会や小委員会の協議状況を随時更新し、住民への広報を行う。 ( 1 ) 開設時期 8 月下旬
5. 意見箱等の活用	各役場庁舎等に設置している意見箱等を活用し、住民意見の聴取に努める。 ( 1 ) 設置箇所 4 市町で 26 ヶ所

## ( 2 ) 協議会だより第 1 号の発行について

- ・ 読み手にとって分かりやすくなるよう、文字の大きさに配慮するとともに、図や写真を入れるなど工夫しながら編集することとした。また、「協議会だより第 1 号」について協議し 7 月下旬に発行することとした。

## ( 3 ) 協議会ホームページについて

- ・ 協議会や小委員会の会議資料、会議録、合併協議会だより、合併協定項目等について随時、最新の情報を掲載していくホームページを 8 月下旬目処に開設することとした。

## 【2】新市建設構想小委員会

### 第1回小委員会

#### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月13日(火)午後1時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

#### 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 宮下健吉(釧路市)  
副委員長 山崎征勝(阿寒町)

#### 3. 協議事項

##### (1) 平成16年度事業計画について

- ・ 11月までに開催される小委員会の中で、「合併協定基本4項目」、「新市建設計画」等について協議していくこととした。

##### (2) 合併協定基本4項目について

- ・ 合併の方式については、新設合併、合併の期日については、平成17年10月11日、新市の事務所の位置については、現在の釧路市役所の位置とすることを承認した。
- ・ 新市の名称の決定方法について協議し、小委員会で名称の候補を決め、協議会へ提案し、決定する「提案型」とすることを承認した。また、この中で、住民の意見を反映させる手法について次回の小委員会で検討することとした。

##### (3) 新市建設計画(素案)について

- ・ 新市建設計画(素案)について協議を行い、継続協議とすることとした。

### 第2回小委員会

#### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月20日(火)午後1時00分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

#### 2. 協議事項

##### (1) 合併協定基本4項目について

- ・ 新市の名称の検討にあたり、住民の意見を反映させる手法について協議し、小委員会で名称候補を選定した上で「協議会だより」や「ホームページ」などで紹介し、ハガキやホームページなどを通じて意見をいただく方法を取り入れることを承認した。

##### (2) 新市建設計画(素案)について

- ・ 新市建設計画(素案)について協議を行い、一部修正の上、承認することとした。

### 【 3 】 行財政小委員会

#### 1 . 開催日時及び場所

- ・ 日時 平成 1 6 年 7 月 1 3 日 ( 火 ) 午後 3 時 3 0 分 ~
- ・ 場所 釧路市観光国際交流センター 2 階 視聴覚室

#### 2 . 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 千葉光雄 ( 釧路市 )  
副委員長 丸子 忠 ( 白糠町 )

#### 3 . 協議事項

##### ( 1 ) 平成 1 6 年度事業計画について

###### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6 市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

###### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

##### ( 2 ) 新市建設計画 ( 素案 ) について

- ・ 新市建設計画 ( 素案 ) の中の財政計画について協議を行い、継続協議とすることとした。

##### ( 3 ) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- ・ 4 市町の正副議長会議に調整案の検討を依頼することとし、この調整案を小委員会で協議することを確認した。

##### ( 4 ) 調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された 2 1 1 項目中 9 9 項目を協議し、再提案 9 項目を除く 9 0 項目を承認した。

なお、未協議の 1 1 2 項目は次回協議の予定。

## 【4】住民生活小委員会

### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月14日(水)午前10時00分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

### 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 村田仁美(白糠町)
- 副委員長 草島守之(釧路市)

### 3. 協議事項

#### (1) 平成16年度事業計画について

##### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

##### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

#### (2) 調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された182項目中、再協議10項目を除く172項目を承認した。

## 【5】健康福祉小委員会

### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月12日(月)午後1時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

### 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 荒城健一(阿寒町)  
副委員長 七里信三(音別町)

### 3. 協議事項

#### (1) 平成16年度事業計画について

##### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

##### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

#### (2) 調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された169項目全てを承認した。



## 【6】産業経済小委員会

### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月15日(木)午前10時00分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

### 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 影山 清(白糠町)
- 副委員長 佐藤英雄(阿寒町)

### 3. 協議事項

#### (1) 平成16年度事業計画について

##### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

##### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

#### (2) 調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された143項目中、再協議2項目を除く141項目を承認した。

## 【7】都市環境小委員会

### 1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月12日(月)午前10時00分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

### 2. 委員長及び副委員長の選任

- 委員長 二瓶雄吉(釧路市)  
副委員長 中村藤雄(白糠町)

### 3. 協議事項

#### (1) 平成16年度事業計画について

##### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

##### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

#### (2) 調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された217項目中、再提案3項目を除く214項目を承認した。

## 【 8 】教育文化小委員会

### 1．開催日時及び場所

- ・日時 平成16年7月16日(金)午後1時30分～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

### 2．委員長及び副委員長の選任

委員長 吉田正勝(音別町)

副委員長 曾我部不二子(阿寒町)

### 3．協議事項

#### (1)平成16年度事業計画について

##### 調整方針修正案の検討

- ・ 調整方針修正案の検討にあたっては、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、担任する調整項目の修正案を検討していくこととした。

##### 協定書整理案の検討

- ・ 調整方針案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ「合併協定書」について担任する協定項目の整理案を検討していくこととした。

#### (2)調整方針修正案の検討について

- ・ 提案された194項目全てを承認した。

## 報告第 2 号

## 合併協定基本 4 項目について

4 ページの【 2 】新市建設構想小委員会報告を参照

## 新市建設計画策定の基本的考え方

### 1 新市建設計画の目的、内容等

- (1) 新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するものであり、合併特例法に規定されている 新市建設の基本方針 合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 財政計画 の4項目を内容として構成していくこととなります。
- (2) また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となります。

#### 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第6号） （抜粋）

第5条 市町村建設計画はおおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

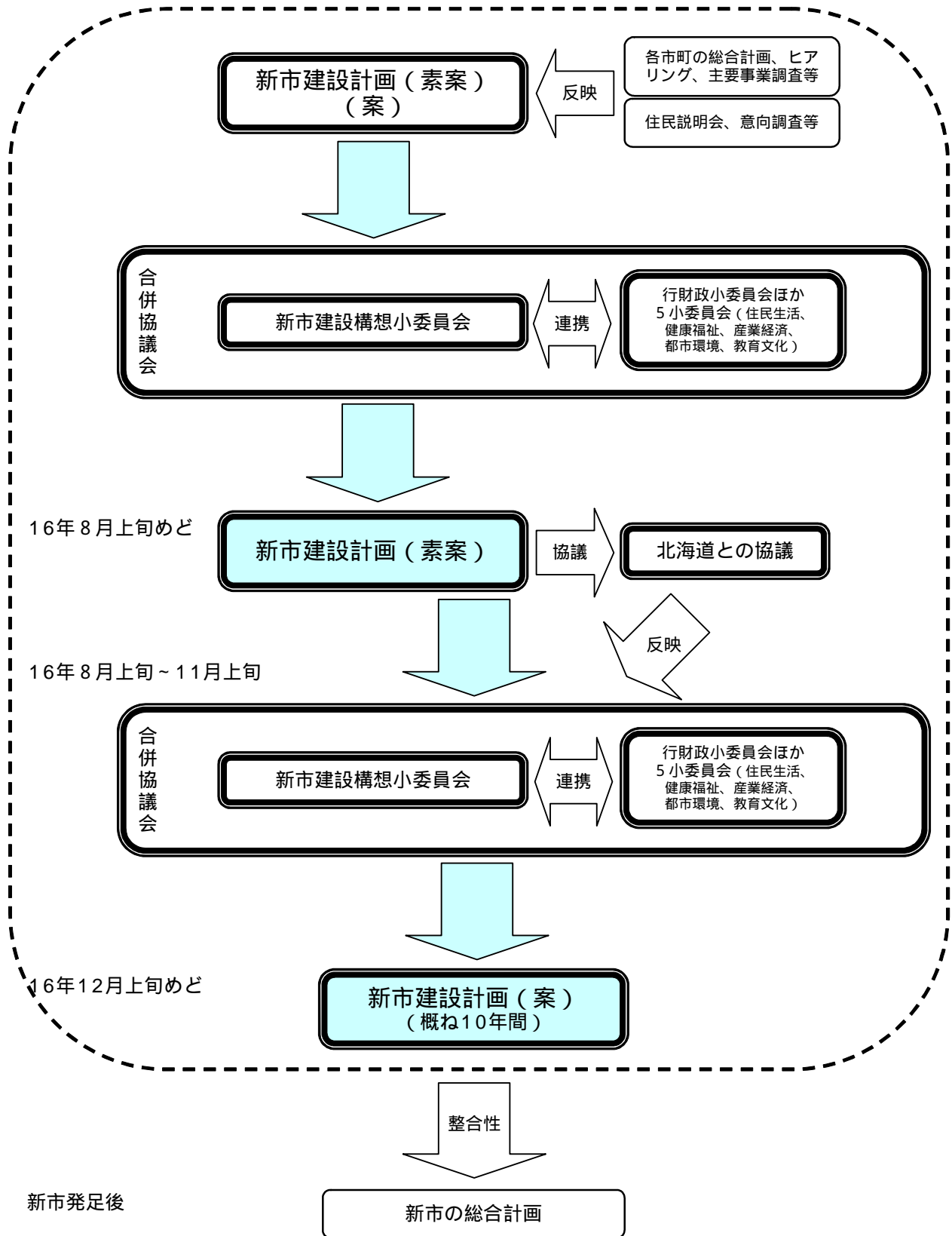
### 2 他の計画との関係

- (1) 新市建設計画は、新市の基本計画として機能する重要な計画となります。また、新市において正式な基本計画（総合計画）が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となります。
- (2) 現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていくこととします。

### 3 策定方針

- (1) 将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけでなく、4市町が一つとなった新市のまちづくりのため、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。
- (2) 本計画は、合併後概ね10年程度の期間について定めるものとします。

#### 4 新市建設計画策定フロー



## 報告第4号

## 調整方針修正案について

別添資料3（調整方針修正及び協定書整理状況一覧表）及び別添資料4（調整方針修正案）を参照

## 報告第5号

## 広報活動について

3ページの【1】広報広聴小委員会報告を参照



### 1. 合併重点支援地域の指定

合併に向けた検討・協議などがさらに円滑に進められるよう、平成 16 年 7 月 7 日付けで、釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町が申請を行っていた、合併重点支援地域の指定について、平成 16 年 7 月 21 日付けで北海道知事から指定を行う旨の通知がありました。

### 2. 合併重点支援地域の内容

- (1) 合併重点支援地域は、次のような地域の中から、関係市町村の申請等に基づき、都道府県が指定する地域です。
- ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域
  - イ 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
  - ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域
  - エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域
- (2) 合併重点支援地域に指定されることにより、次のような支援策を受けることができるようになります。

#### 【国の支援策】

市町村合併支援プランに基づく支援

- ・市町村合併支援策（行財政支援策〔交付税措置等〕、関係省庁連携による支援策）
- ・市町村合併支援アドバイザー制度
- ・市町村合併の広報・啓発

合併前の公共施設整備の単独事業に対する財政措置（合併推進債）

充当率：90%、普通交付税措置：元利償還金の50%

#### 【道の支援策】

北海道市町村合併支援プランに基づく支援

- ・地域政策補助金（市町村合併支援枠）
- ・市町村合併アドバイザーの派遣
- ・人的支援
- ・情報の提供

## 協議第1号

### 合併の方式について

合併の方式について、下記のとおり提出する。

平成16年 8月 4日提出

釧路地域4市町合併協議会  
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	01	合併の方式
釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。		

「新設合併」と「編入合併」の比較

項 目	新設合併	編入合併
定 義	2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法 人 格	新たに法人格が発生	編入する市町村の法人格が継続
名 称	新たに定める。 旧市町村名を使用することも可	通常は、編入する市町村の名称 新たに定めることも可
事務所の位置	新たに定める。 通常は、旧市町村のいずれかの位置	通常は、編入する市町村の位置
市 町 村 長	全員失職の上、新たに選挙	編入する市町村の長は変わらず、編入される旧市町村の長は失職
特別職の職員	全員失職の上、新たに選任	編入する市町村の特別職は在任し、編入される旧市町村の特別職は全員失職
一般職の職員	合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。（合併特例法第9条第1項）	
議 会 議 員	原則	編入する市町村の議員は在任し、編入される旧市町村の議員は全員失職 合併後、議員の法定数が増加する場合、増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかの特例を利用することができる。 ・定数特例～設置選挙で、法定数の2倍まで増員できる。 ・在任特例～合併前の議員で、合併市町村の議員の被選挙権を有する者は、最長2年間在任できる。
農業委員会 の委員  (合併市町村に1つの委員会を設置する場合)	原則	編入する市町村の委員は在任し、編入される旧市町村の委員は全員失職
	特例	編入される旧市町村の委員（選挙のみ）のうち、編入する市町村の委員の被選挙権を有する者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任できる。
条 例 ・ 規 則	新たに制定（地自令に暫定条例の規定有）	編入する市町村の条例・規則を適用し、編入される旧市町村の条例・規則は失効

(注) 農業委員会委員については、都道府県知事の承認を受けて、合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことも可能

## 協議第2号

### 合併の期日について

合併の期日について、下記のとおり提出する。

平成16年 8月 4日提出

釧路地域4市町合併協議会  
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	02	合併の期日
平成17年(2005年)10月11日とする。		

## 合併の期日について

合併協定書の調印から合併期日までの手続き

- 1 合併協定書の調印
- 2 各市町村議会の議決
- 3 北海道知事への合併申請
- 4 北海道議会の議決
- 5 北海道知事の決定及び総務大臣への届出
- 6 総務大臣の告示
- 7 合併施行

参考：最近の例（新設合併）	
甲賀市（滋賀県） 人口 92,484人	佐伯市（大分県） 人口 84,449人
15年 8月18日	15年 8月31日
15年 9月 4 ～ 25日	15年 9月10 ～ 26日
15年10月24日	15年10月29日
15年12月18日	15年12月議会
15年12月18日	15年12月議会 議決後
16年 1月15日	16年 1月15日
16年10月 1日	17年 3月 3日

合併期日の検討にあたり、留意すべき事項

- ・ 合併特例法の期限  
(北海道知事への申請は平成17年3月31日まで、合併期日は平成18年3月31日まで)
- ・ 市町村長、議会議員等の任期
- ・ 合併期日が住民に及ぼす影響
- ・ 合併時の事務処理（電算処理システムの移行、決算処理等）、引継ぎ等の利便性（年度当初には前年度の出納整理などと新年度の処理が交錯することを考慮）  
なお、他協議会の例では、住民サービスの提供体制に支障が生じないように、電算システムの切り替えや備品等の移転などの準備作業を土日に行い、合併期日を月曜日に決めたところもあります。

関係法令

### 【法律の効力関係】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）

附 則

（失効）

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

### 【選挙関係】

**公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）**

（設置選挙）

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 略

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

（1）～（3）略

（4）指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に

（5）略

**【予算・決算関係】**

**地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）**

（予算の調製及び議決）

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2 略

**地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）**

（暫定予算）

第2条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

**【暫定予算】**

新市の議会の議決を経て予算が成立するまでの間は、議会の議決を経ないで新市長の職務執行者で調整され、つなぎ予算として本予算が成立するまでの間の行政の中断を防ぐために組むもので、暫定予算に計上できるのは、新市の長及び議員の選挙費 新市の長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費（人件費、事務費、扶助費、公債費）、すでに契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限られ、政策面に属する事務費等には計上すべきではないと考えられている。

（廃置分合の場合の承継並びに消滅団体の収支決算）

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

3～4 略

#### 市町村長、議員等の任期

市町村名	市 町 村 長	議 会 議 員	農 業 委 員 会 委 員
釧路市	18年12月14日	17年11月9日	17年7月19日
阿寒町	18年12月3日	19年4月30日	17年7月19日
白糠町	20年6月10日	19年4月30日	17年7月19日
音別町	17年8月7日	19年4月30日	17年7月19日

#### 平成11年度以降の合併期日集計（予定も含む）

平成16年6月17日現在

月	日	件数	うち新設	うち編入	月	日	件数	うち新設	うち編入
1月	1日	1件	-	1件	5月	1日	2件	2件	-
	21日	1件	1件	-	6月	6日	1件	-	1件
2月	1日	2件	2件	-	7月	7日	1件	-	1件
	3日	1件	-	1件	8月	20日	1件	-	1件
3月	1日	10件	9件	1件	9月	1日	1件	1件	-
	31日	1件	1件	-	11月	1日	1件	-	1件
4月	1日	26件	21件	5件		15日	2件	1件	1件
	21日	1件	1件	-	12月	1日	1件	1件	-
計							53件	40件	13件

#### 平成11年度以降の曜日別集計（予定も含む）

平成16年6月17日現在

曜日	件数	うち新設	うち編入	曜日	件数	うち新設	うち編入
月曜日	16件	13件	3件	金曜日	2件	-	2件
火曜日	12件	10件	2件	土曜日	3件	2件	1件
水曜日	2件	1件	1件	日曜日	4件	3件	1件
木曜日	14件	11件	3件	計	53件	40件	13件

(参考資料) 合併期日による影響 (新設合併の場合)

区 分		17年1月1日(土) とした場合	17年2月1日(火) とした場合	17年3月1日(火) とした場合	17年4月1日(金) とした場合	17年5月1日(日) とした場合	17年6月1日(水) とした場合	17年7月1日(金) とした場合	17年8月1日(月) とした場合																																																			
		合併後50日以内に選挙(公職選挙法 第33条)																																																										
選挙関係		2月19日(土)まで	3月22日(火)まで	4月19日(火)まで	5月20日(金)まで	6月19日(日)まで	7月20日(水)まで	8月19日(金)まで	9月19日(月)まで																																																			
市長選挙 (在任特例を適用しない場合の市議選挙も同様)			4年後の選挙が2月定例議会と重複する可能性がある (15年度市議会: 2/27~3/19)				4年後の選挙が6月定例議会と重複する可能性がある (15年度市議会: 6/25~7/4)																																																					
住民生活関係	税関係	賦課日が1月1日 合併期日から賦課期日前までに新市の所有者単位の所有状況の把握が必要なほか、旧市町村に複数の資産を所有する場合、免税状況が変わる可能性がある			縦覧月 新市の所有者単位の所有状況を把握しておく必要がある	納付書の発行月 賦課した旧市町村と納付書を発行する新市とが異なるため、事務が混乱する可能性がある																																																						
	市民税	賦課日が1月1日 特別徴収や公的年金の通知により事務量が大きく、合併準備の事務に支障をきたす可能性がある	確定申告の受付月 申告相談等の窓口業務に支障をきたす可能性がある			納付書(特別徴収)の発行月 賦課した旧市町村と納付書を発行する新市とが異なるため、事務が混乱する可能性がある	納付書(普通徴収)の発行月 賦課した旧市町村と納付書を発行する新市とが異なるため、事務が混乱する可能性がある																																																					
	戸籍住民関係			転入・転出の住民異動が多い月であり、新市における電算システムの移行や窓口業務に支障を生じる可能性がある																																																								
予算関係		合併期日から新市の議会終了までの間、暫定予算になる(地方自治法施行令 第2条)																																																										
決算関係		16年度の政策的予算の執行期間が限定される																																																										
合併時の事務処理関係		旧市町村における決算は、合併期日をもって打ち切れ、これ以降は新市に引き継がれる(地方自治法施行令 第5条)																																																										
事務引継関係		旧市町村の決算と新市の決算が重複し、事務が混乱する可能性がある																																																										
合併準備事務関係		年度替の事務量が大きく、合併準備の事務に支障が生じる可能性がある																																																										
例規一元化		一元化の作業に12~18か月程度を要する																																																										
電算一元化		一元化の作業に12~18か月程度を要する 電算システムの最終テストを実施するため、合併期日前日が土・日、祝祭日が望ましい																																																										
市町村長、議員等任期								農業委員会委員任期 (7/19)	音別町長任期 (8/7)																																																			
日程等		<table border="0"> <tr> <td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td> </tr> <tr> <td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td> </tr> <tr> <td>31</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td> </tr> </table>									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																			
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																																			
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																			
31	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																			



区 分		17年9月1日(木) とした場合	17年10月1日(土) とした場合	17年11月1日(火) とした場合	17年12月1日(木) とした場合	18年1月1日(日) とした場合	18年2月1日(水) とした場合	18年3月1日(水) とした場合
		合併後50日以内に選挙（公職選挙法 第33条）						
		10月20日(木)まで	11月19日(土)まで	12月20日(火)まで	1月19日(木)まで	2月19日(日)まで	3月22日(水)まで	4月19日(水)まで
選挙関係 （在任特例を適用しない場合の市議選挙も同様）		4年後の選挙が9月定例会議と重複する可能性がある (15年度市議会：9/18～30)			4年後の選挙が12月定例会議と重複する可能性がある (15年度市議会：12/3～12)		4年後の選挙が2月定例会議と重複する可能性がある (15年度市議会：2/27～3/19)	
住民生活関係	税関係 固定資産税					賦課日が1月1日 合併期日から賦課期日前までに新市の所有者単位の所有状況の把握が必要なほか、旧市町村に複数の資産を所有する場合、免税状況が変わる可能性がある		
	市民税					賦課日が1月1日 特別徴収や公的年金の通知により事務量が多く、合併準備の事務に支障をきたす可能性がある	確定申告の受付月 申告相談等の窓口業務に支障をきたす可能性がある	
戸籍住民関係			国勢調査の基準日が10月1日 市民が調査票に記入する際、混乱する可能性がある					転入・転出の住民異動が多い月であり、新市における電算システムの移行や窓口業務に支障を生じる可能性がある
予算関係		合併期日から新市の議会終了までの間、暫定予算になる（地方自治法施行令 第2条）						
						17年度の政策的予算の執行期間が限定される		
合併時の事務処理関係		旧市町村における決算は、合併期日をもって打ち切れ、これ以降は新市に引き継がれる（地方自治法施行令 第5条）						
決算関係								旧市町村の決算と新市の決算が重複し、事務が混乱する可能性がある
合併準備事務関係	事務引継関係							年度替の事務量が多く、合併準備の事務に支障が生じる可能性がある
	例規一元化	一元化の作業に12～18か月程度を要する						
		一元化の作業に12～18か月程度を要する 電算システムの最終テストを実施するため、合併期日前日が土・日、祝祭日が望ましい						
市町村長、議員等任期				釧路市議会議員任期 (11/9)				
日程等 カレンダー (下線付きの数字は大安)		・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 31	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

## 協議第3号

### 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、下記のとおり提出する。

平成16年 8月 4日提出

釧路地域4市町合併協議会  
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	04	新市の事務所の位置
現在の釧路市役所の位置とする。		

## その他

### 第3回協議会の開催予定について

- ・日時 平成16年10月6日(水曜日)午後1時30分
- ・場所 釧路パシフィックホテル 2階 白鳳の間